

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

**第1条** 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年佐賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7)～(23) 略</p> <p>4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下この条において「旧地教行法」という。)第16条第1項に規定する教育長及び旧地教行法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7)～(23) 略</p> <p>4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年</p>

改正前	改正後
<p>金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの</p> <p>ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>イ～ケ 略</p>	<p>金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの</p> <p>ア 旧地教行法第16条第1項に規定する教育長及び旧地教行法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>イ～ケ 略</p>

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部改正）

**第2条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例（平成20年佐賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

（佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正）

**第3条** 佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成11年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、佐賀県教育委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、佐賀県教育委員会の委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、第3条による改正後の佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育委員会の委員の定数については、なお従前の例による。